

業務部速報

No. 21

発行 16. 10. 4

JR東労組 業務部

申2号

「運輸職場における運転士から車掌への部内運用中止を求める緊急申し入れ」交渉 第5回交渉！！

「兼務発令によって生じる業務面の課題に対するJR東労組の考え方」に基づく申2号第2項補足項目（その2）第8項についての議論で会社姿勢を引き出す

補足8 労働条件に関する協約第50条に規定されている「当該職名以外の職名に従事する場合」とは要員不足に対応するための条文ではないことから、組合員に兼務等を会社が命じる場合は労働条件に関する協約を遵守しおこなうこと。

会社 ・運転士の車掌職への兼務運用は47条、48条に規定される別表1に記載されていることから問題ないとする。今回の運用は発令行為ではなく職務の指定。
・そういう意味で50条は別表1記載外の職務を行わせる場合についての条文で、今回とは関係ない。

組合 ・第2回交渉で「職名に応じた業務」について、運転士は運転士、車掌は車掌という認識を確認した。現場は別表に記載されているからという説明では納得できない。
・条文に「業務上の必要がある場合」とあるが、「要員不足のために行う」と記載はあるか？

会社 協約に「要員不足のため」という記載はない。

組合 それでは「業務上の必要がある場合」とはどのような場合か？

会社 ・会社が命ずる業務はすべて会社運営に必要なから命じている。
・今回の要員逼迫に際して、さまざまな対策を考えてきたが、有効な手立てとしての兼務運用である。いたずらに行うつもりはない。
将来的には運転士の需給も逼迫してくる。
・鶴見線営業所は他区との行路の持ち替えが出来ないクローズした区という特情もある。

組合 ・鶴見線営業所と言えば、すでに異動（転入）者が1名いて、新規車掌が3名いる。運転士に出る人数を差し引いても11月中旬には現時点よりも回復する。
・今から兼務を行ったとしても、兼務者の訓練等を考えると、約2週間程度のための兼務となる。その程度の期間のために兼務を行う必要はない。新規の指導もあり、兼務のための指導も大変。
・安全リスク上、車掌業務から離れている運転士の兼務よりも他区からの車掌の異動のほうがよい。

会社 ・たとえ2週間であっても、また、現場組合員の協力を得て乗り切れるとしても、今のようないきなり・不確定な状況をマネジメント上、会社は放置出来ない。
・また万が一のときを考えると必要。

組合 ・万が一を考え、これまでさまざま指摘してきたのは組合である。
・兼務によってどのくらい休日出勤や時季変更などの改善が図られるのか？

会社 業務量は日々変動する。具体的なシミュレーションはしていない。

組合 それでは先ほどの「マネジメント上放置できない」という発言は信じられない。

組合 ・今兼務を行う必要はないと再三訴えている。
・仮に兼務されたとして、今より業務量が増えるのではないかという不安もある。
・前回補足4項で確認した優先順位で言えば、兼務はどこに入るのか？

会社 逼迫した要員を回復させるために、まずは職名に応じた人員の配置、次に区所間での行路の移管などの業務量調整となる事は変わらない。調整可能な研修等の振替、年休の時季変更・休日出勤と兼務は、日々の業務量に応じて調整していくことになる。

会社は兼務の根拠を示せず。矛盾点は拡大するばかりだ！ 補足8項の途中で終了 次回交渉10/5午前